第４０回新型コロナウイルス対策本部会議

政府対策本部による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び埼玉県における緊急事態措置の解除を受け、令和３年３月１９日（金）に開催したweb会議において、本市における対応を協議し、協議の結果、公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針を決定した。

記

**＜公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針について＞**

１．公共施設等の対応について

　公共施設については、人と人との距離を十分に確保するなど、感染症対策を十分に講じたうえで、下記のとおりの対応とする。

|  |  |
| --- | --- |
| １．屋内公共施設 | 　３月２２日から開館とする。 ただし、３月３１日までは、　・貸室利用については、定員の５０％以下とする。　・施設内での飲食は禁止する（水分補給を除く）。 |
| ２．屋外公共施設 | 　３月２２日から通常利用とする。 |

　２．イベント等の開催について

　市主催（共催、指定管理者含む）の市民が参加するイベント等については、令和３年３月３１日まで、原則中止または延期とする。

以上